

# 令和7年度 2月定例教育委員会



福岡市

福岡市教育委員会

## 令和7年度2月定例教育委員会会議日程

日時 令和8年2月6日(金) 午後2時 開会  
場所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名  
(2月議事録署名委員 三井職務代理、鎮目委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
  - (1) 議案第25号 教育財産(山廬施設)の取得の申し出について
  - (2) 議案第26号 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
  - (3) 議案第27号 笛吹市山廬施設条例及び笛吹市山廬施設条例施行規則の制定について
  - (4) 議案第28号 笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例について
  - (5) 議案第29号 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和8年3月13日(金) 午後2時 開会  
市民窓口館 102 会議室

## 議案第25号（2月）

教育財産（山廬施設）の取得の申し出について

生涯学習課

## 山廬施設の寄附採納について

### 1 概要

山廬は、日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と蛇笏の四男で、現代俳句の第一人者として活躍した「飯田龍太」の生家であり、生涯を過ごしながら、山村の気候や風土、自然景観などの中から格調高い数々の名句をはじめ多くの文学作品が生み出された文化的価値の高い場所である。また、俳句の愛好者からは「俳句の聖地」とも呼ばれている。

龍太の長男である飯田秀實氏（以下「秀實氏」という）は、山廬及び俳諧堂を拠点として俳句文学の普及活動を行い、活力ある文化活動に寄与することを目的に、平成26年4月に自らが代表理事となり（一般社団法人）山廬文化振興会（以下「山廬文化振興会」という）を設立した。山廬文化振興会は、主に山廬及び俳諧堂の管理運営を行っているが、その費用を山廬文化振興会の収入だけで賄うことはできず、秀實氏が私財を投じている状況にある。また、秀實氏は配偶者とともに山廬に隣接する自宅に居住しながら山廬の管理運営を行っているが、秀實氏の二人の子供は、都内に生活拠点をおいており、山梨へ戻る予定はない。

### 2 経緯

先述の状況から、令和5年に秀實氏から市に対し、山廬及び俳諧堂を後世に引き継ぐために買い上げてほしいとの申し出があった。

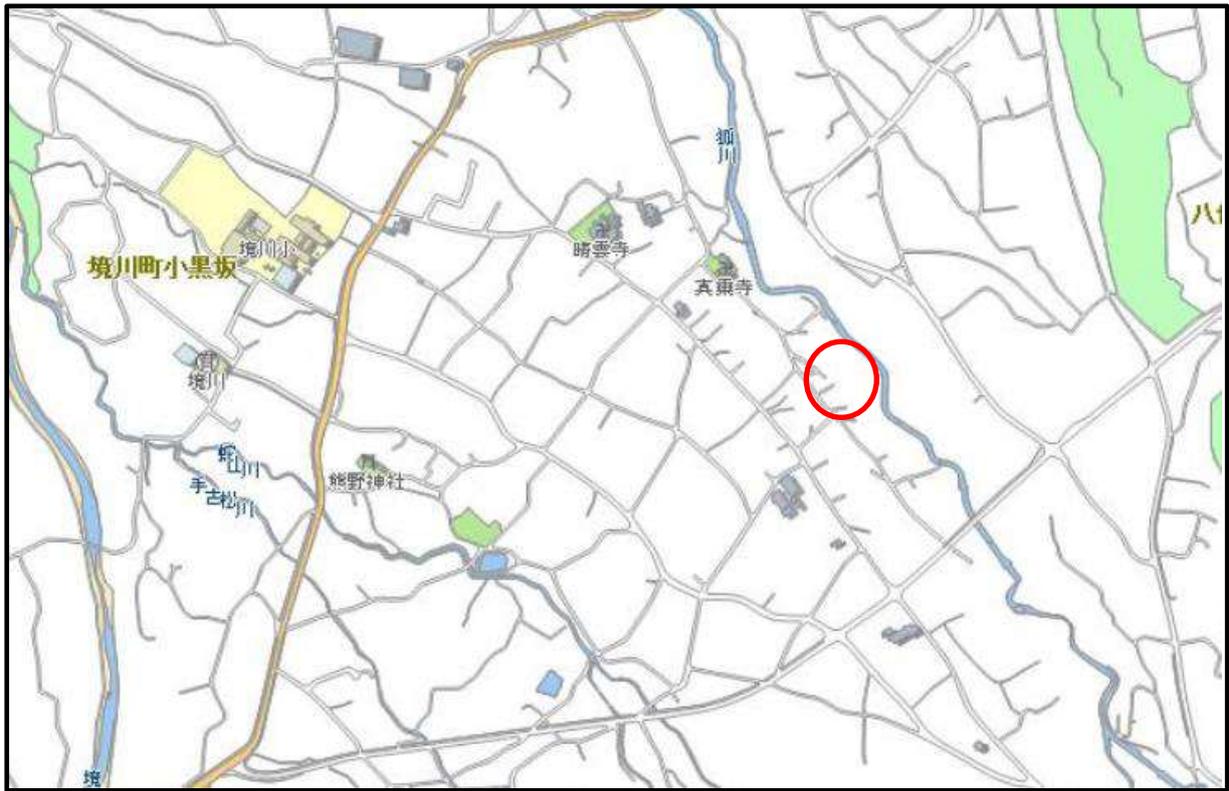
本市では、第二次総合計画における市の将来像の実現に向け、人と文化を育む香り高いまちづくりを目指して様々な施策を展開している中、山廬は文化的価値の高い施設であり、貴重な地域資源でもあることから、市が買い取ることを前提に、令和6年度当初予算に、山廬及び俳諧堂の土地測量業務及び不動産鑑定評価業務に係る委託費用を調査費として計上、執行し、令和7年4月、不動産鑑定評価の結果を秀實氏に報告した。

令和7年6月、秀實氏から山廬及び俳諧堂を後世に残し、市の文化振興に役立ててもらうため、市に寄附したいと意向が示された。

市では、秀實氏から寄附の意向が示されたことを受け、8月の庁議において「市が山廬及び俳諧堂の寄附を受けることとし、令和7年度中の受け入れを目指すことについて、市議会9月定例会で表明し、今後の取組を進める」と決定した。そのため、市議会9月定例会の行政報告で、「飯田氏の申し出をお受けし、令和8年4月から市による施設の管理運営を開始できるよう取り組んでいく」との考えを示した。

令和8年1月13日付で秀實氏及び山廬文化振興会から市に対して寄附採納願が提出された。

### 3 山廬の場所及び様子

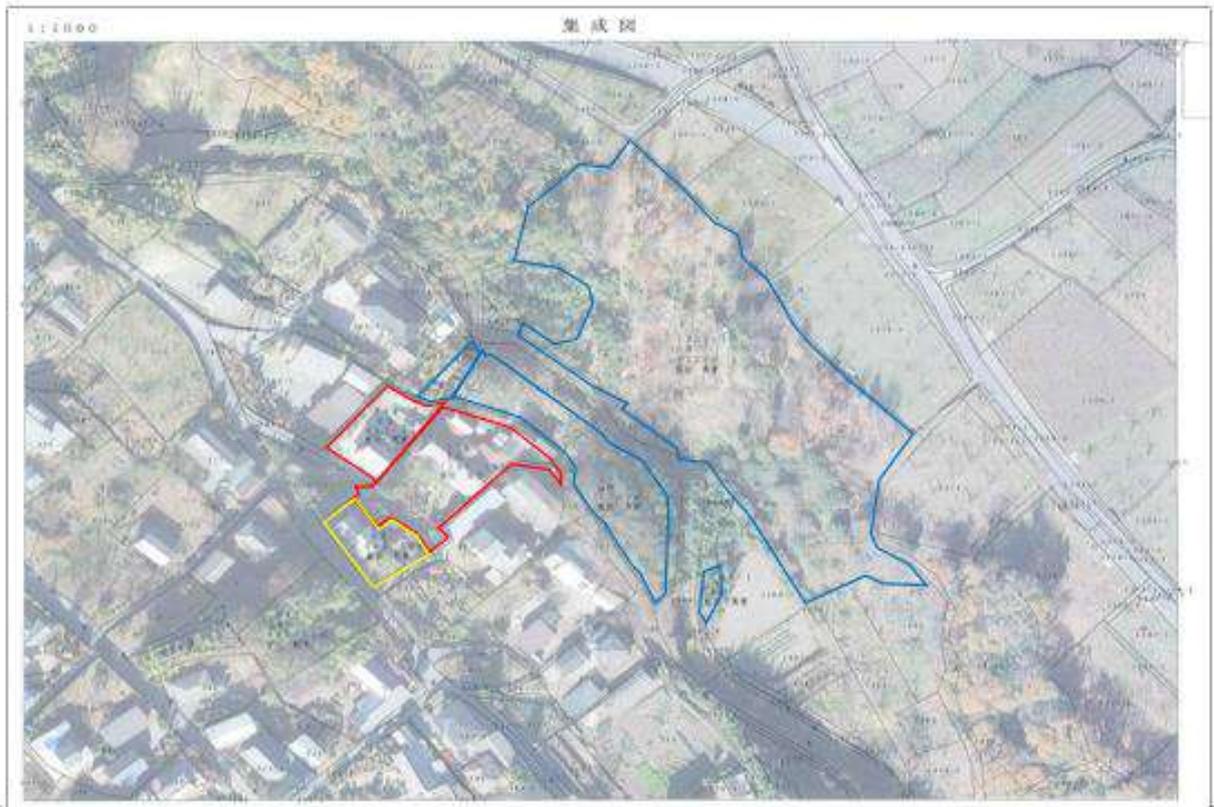


三遠原に於て草屋(棟角土間の平置板入也)

赤枠：対象土地

黄枠：坂田氏の白宅

青枠：深山及び竹林



山廬（境川町小黒坂 270） … 江戸時代後期に建てられた蛇笏・龍太の居宅



俳諧堂（境川町小黒坂 268-1） … 平成 29 年に復元された蛇笏の書齋であった土蔵



## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号） 抜粋

### 第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限 （教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

#### （長の職務権限）

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関する事。

二 幼保連携型認定こども園に関する事。

三 私立学校に関する事。

**四 教育財産を取得し、及び処分する事。**

五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。

六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関する事(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)

二 スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)

三 文化に関する事(次号に掲げるものを除く。)

四 文化財の保護に関する事。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(事務処理の法令準拠)

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。

五 次条の規定による点検及び評価に関する事。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（幼保連携型認定こども園に関する意見聴取）

第二十七条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かななければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

（幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述）

第二十七条の二 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等）

第二十七条の三 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

（幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助）

第二十七条の四 地方公共団体の長は、第二十二条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

（私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助）

第二十七条の五 都道府県知事は、第二十二条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育財産の管理等)

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則

平成16年10月12日

教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。
- (3) 1件の予定価格200万円以上の教育財産の取得及び処分を申し出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。
- (6) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと。
- (8) 勤務評定に関すること。
- (9) 学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (10) 1件の予定価格500万円以上の工事の計画を策定すること。
- (11) 教育委員会規則及びその他の重要な規程の制定及び改廃を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (13) 法令又は条例に基づく委員の任命及び委嘱に関すること。
- (14) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、及びこれを変更すること。
- (16) 市文化財を指定し、及び指定を解除すること。
- (17) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

(重要なもの又は異例なものの処理)

第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務のうち、重要なもの又は異例なものについては、これを教育委員会に報告し、その決定によらなければならない。

- 2 教育長は、第1条の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成20年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月25日教委規則第1号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。  
(笛吹市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する  
場合においては、この規則による改正後の笛吹市教育委員会の権限に属する  
事務の一部を教育長に委任する規則の規定の適用せず、改正前の笛吹市教育  
委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の規定は、なおそ  
の効力を有する。

附 則(令和5年3月27日教委規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 号

教育財産（山廬施設）の取得の申し出について

別紙のとおり、教育財産（山廬施設）の取得の申し出について、議決を求める。

令和8年2月6日

笛吹市教育委員会  
教育長 望月 栄一

提案理由

教育財産として、市長に対し山廬施設の取得について申し出を行うため

## 教育財産（山廬施設）の取得の申し出について

### 1 趣旨

文化振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項の規定に基づき、市長に対し教育財産の取得の申し出を行う。

### 2 取得申し出内容

山廬施設の土地、建物等の寄附受け入れ

### 3 取得申し出財産

#### (1) 飯田秀實氏所有分

##### 土地の表示

市名	大字	字	地番 (予定)	地目		地積 (㎡)
				公簿	現況	
笛吹市	境川町小黒坂	前田	267番4	宅地	宅地	26.84
笛吹市	境川町小黒坂	前田	268番1	宅地	宅地	521.25
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	宅地	宅地	1,253.81
笛吹市	境川町小黒坂	前田	271番2	宅地	宅地	3.40

##### 建物の表示

市名	大字	字	地番	家屋番号	種類	構造	面積 (㎡)
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	270番	居宅 ・物置	木・土蔵造合金メッキ 鋼板・亜鉛メッキ鋼 板・かわらぶき2階建	1階296.02 2階188.19
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	符号10	便所	木造かわらぶき平屋建	9.17
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	符号11	物置	木造かわらぶき平屋建	14.29
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	符号12	物置	木造かわらぶき2階建	1階17.18 2階17.18
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	符号13	物置	軽量鉄骨造スレートぶ き平屋建	32.17

##### その他

市名	大字	字	地番	種類	内容	数量
笛吹市	境川町小黒坂	前田	268番1	立木	庭木	一式
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	構築物	門柱、屏等	一式
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	立木	赤松を含む庭木	一式

## (2) (一般社団法人) 山廬文化振興会所有分

### 建物の表示

笛吹市

大字	字	地番	家屋番号	種類	構造	地積 (㎡)
境川町小黒坂	前田	268番1	268番1	博物館	木造かわらぶき2階建	1階56.20 2階37.45

### その他

大字	字	地番	種類	内容	数量
境川町小黒坂	前田	268番1	構築物	構築物 (簡易物置、看板等)	一式
境川町小黒坂	前田	268番1	什器備品	別紙一覧のとおり	別紙一覧のとおり

## 4 取得希望日程

令和7年度中

## 5 予算額

所有者からの寄附によるため、取得に係る予算はなし

## 6 教育委員会からの申し出文書案

別紙のとおり

## 7 山廬施設の概要

山廬は、日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と蛇笏の四男で、現代俳句の第一人者として活躍した「飯田龍太」の生家であり、生涯を過ごしながら、山村の気候や風土、自然景観などの中から格調高い数々の名句をはじめ多くの文学作品が生み出された文化的価値の高い場所である。また、俳句の愛好者からは「俳句の聖地」とも呼ばれている。

龍太の長男である飯田秀實氏 (以下「秀實氏」という) は、山廬及び俳諧堂を拠点として俳句文学の普及活動を行い、活力ある文化活動に寄与することを目的に、平成26年4月に自らが代表理事となり (一般社団法人) 山廬文化振興会 (以下「山廬文化振興会」という) を設立した。山廬文化振興会は、主に山廬及び俳諧堂の管理運営を行っているが、その費用を山廬文化振興会の収入だけで賄うことはできず、秀實氏が私財を投じている状況にある。また、秀實氏は配偶者ととともに山廬に隣接する自宅に居住しながら山廬の管理運営を行っているが、秀實氏の二人の子供は、都内に生活拠点を置いており、山梨へ戻る予定はない。

令和7年6月、秀實氏から山廬及び俳諧堂を後世に残し、市の文化振興に役

立ててもらうため、市に寄附したいと意向が示された。

市では、秀實氏から寄附の意向が示されたことを受け、8月の庁議において「市が山廬及び俳諧堂の寄附を受けることとし、令和7年度中の受け入れを目指すことについて、市議会9月定例会で表明し、今後の取組を進める」と決定した。そのため、市議会9月定例会の行政報告で、「飯田氏の申し出をお受けし、令和8年4月から市による施設の管理運営を開始できるよう取り組んでいく」との考えを示し、それに向けて取り組んでいる。

笛教生第 号  
令和8年1月 日

笛吹市長 山下 政樹 殿

笛吹市教育委員会

教育財産取得申出書

次に表示した土地、建物等を教育財産としたいので、申し出ます。

1 申し出をする財産

(1) 飯田秀實氏所有分

土地の表示

市名	大字	字	地番 (予定)	地目		地積 (㎡)
				公簿	現況	
笛吹市	境川町小黒坂	前田	267番4	宅地	宅地	26.84
笛吹市	境川町小黒坂	前田	268番1	宅地	宅地	521.25
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	宅地	宅地	1,253.81
笛吹市	境川町小黒坂	前田	271番2	宅地	宅地	3.40

建物の表示

市名	大字	字	地番	家屋番号	種類	構造	面積 (㎡)
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	270番	居宅 ・物置	木・土蔵造合金メッキ 鋼板・亜鉛メッキ鋼 板・かわらぶき2階建	1階296.02 2階188.19
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	符号10	便所	木造かわらぶき平屋建	9.17
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	符号11	物置	木造かわらぶき平屋建	14.29
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	符号12	物置	木造かわらぶき2階建	1階17.18 2階17.18
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	符号13	物置	軽量鉄骨造スレートぶ き平屋建	32.17

その他

市名	大字	字	地番	種類	内容	数量
笛吹市	境川町小黒坂	前田	268番1	立木	庭木	一式
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	構築物	門柱、屏等	一式
笛吹市	境川町小黒坂	前田	270番1	立木	赤松を含む庭木	一式

(2) (一般社団法人) 山廬文化振興会所有分

建物の表示

笛吹市

大字	字	地番	家屋番号	種類	構造	地積 (㎡)
境川町小黒坂	前田	268番1	268番1	博物館	木造かわらぶき2階建	1階56.20 2階37.45

その他

大字	字	地番	種類	内容	数量
境川町小黒坂	前田	268番1	構築物	構築物 (簡易物置、看板等)	一式
境川町小黒坂	前田	268番1	什器備品	別紙一覧のとおり	別紙一覧のとおり

2 取得費用

所有者からの寄附によるため、取得費用はなし

## 議案第26号（2月）

笛吹市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

<p>題名</p>	<p>(平成 16 年 笛吹市条例第 48 号)                  笛吹市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>笛吹市立小中学校の学校医及び学校薬剤師の報酬額を改定するため、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>学校医(内科、眼科、耳鼻科及び歯科)及び薬剤師の報酬を次のとおり増額する。                  また、別表中の学校医の区分から診療科目を削り、学校歯科医を明記する。</p> <p>1 学校医 年額 148,000 円 → 181,000 円</p> <p>2 薬剤師 年額 44,000 円 → 55,000 円</p>
<p>経過</p>	<p>学校医及び薬剤師の報酬額は、平成 16 年の合併以前から、一度も金額が変わっていない。                  本市の報酬額は県内の市の中で一番低く、近年、市医師会及び市薬剤師会から報酬額の見直しについて、口頭で申入れを受けている。                  このことから、報酬額の見直しについて令和 8 年 1 月 29 日の市長懸案協議に諮り、増額をすることとした。                  金額と実施時期について市医師会及び市薬剤師会に内諾を得たので、令和 8 年度当初予算へ計上し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)                  学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)                  笛吹市職員給与条例(平成 16 年笛吹市条例第 54 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 8 年度当初予算計上 11,543,000 千円</p>
<p>その他</p>	<p>令和 8 年 1 月 29 日懸案協議済み</p>

議案第 号

笛吹市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について

笛吹市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

笛吹市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成  
16年笛吹市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表19の項を次のように改める。

19 学校医・学校歯科医	年額	181,000
--------------	----	---------

別表20の項中「44,000」を「55,000」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

笛吹市立小中学校の学校医及び学校薬剤師の報酬額を改定するため、所要の  
改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年笛吹市条例第48号)新旧対照表

改正案				現行			
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)			
区分		報酬の額(円)		区分		報酬の額(円)	
1~18 (略)	(略)	(略)	(略)	1~18 (略)	(略)	(略)	(略)
<b>19</b>	<b>学校医・学校歯科医</b>	<b>年額</b>	<b>181,000</b>	<b>19</b>	<b>学校医 内科、耳鼻科、歯科</b>	<b>年額</b>	<b>148,000</b>
20	薬剤師	年額	<b>55,000</b>	20	薬剤師	年額	<b>44,000</b>
21~68 (略)		(略)	(略)	21~68 (略)		(略)	(略)

## 議案第27号（2月）

笛吹市山廬施設条例及び笛吹市山廬施設条例施行規則の制定について

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(令和 8 年笛吹市条例第 号)                  笛吹市山廬施設条例</p> <p>(令和 8 年笛吹市教育委員会規則第 号)                  笛吹市山廬施設条例施行規則</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と現代俳句の第一人者「飯田龍太」の生家である「山廬」の寄附を受入れ、後世に引き継ぐとともに、地域の重要な資源として文化振興や観光振興を図ることを目的に市の施設として設置するため、条例及び施行規則を制定する。</p>
<p>概要</p>	<p>1 条例                  笛吹市山廬(江戸時代後期に建てられた蛇笏・龍太の居宅)及び笛吹市俳諧堂(平成 29 年に復元された蛇笏の書斎であった土蔵)を設置する。使用料は、利用区分により山廬施設への入館料と俳諧堂句会場使用料を徴収する。</p> <p>2 規則                  休館日は、水曜日及び 12 月 28 日から 1 月 5 日までとし、利用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。                  市及び市教育委員会が主催又は共催する事業並びに市内小中学生が学校教育の一環として利用するときは、使用料を全額免除する。</p>
<p>経過</p>	<p>令和 5 年度に飯田龍太の長男である飯田秀實氏から市に対し、山廬施設を後世に引き継ぐために買い上げてほしいと申し出があり、令和 6 年度に買取に必要な調査として、測量業務及び建物を含めた不動産鑑定業務を実施した。</p> <p>令和 7 年 4 月 1 日に、これらの業務結果を飯田氏に示したところ、6 月 2 日、飯田氏が市長と面会し、市に寄附することとしたいとの意向が示された。</p> <p>これを受け、政策課で市議会 9 月定例会において、市で寄附を受け入れる考えについて表明し、12 月定例会において寄附受入後のスケジュール等を説明した。現在、令和 8 年 4 月から、市で管理運営できるよう、詳細な検討を進めている。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>なし</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 8 年度当初予算に山廬施設の管理運営費を計上予定</p>
<p>その 他</p>	<p></p>

議案第 号

笛吹市山廬施設条例の制定について  
笛吹市山廬施設条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市山廬施設条例

(設置)

第1条 日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と現代俳句の第一人者「飯田龍太」の生家であり、数多くの文学作品が生み出された「俳句の聖地」とも呼ばれる「山廬」を後世に引き継ぐとともに、地域の重要な資源として文化振興や観光振興を図るため、山廬及び俳諧堂(以下「山廬施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 山廬施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山廬	笛吹市境川町小黒坂 270 番地 1
俳諧堂	笛吹市境川町小黒坂 268 番地 1

(管理)

第3条 山廬施設の管理は、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。ただし、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 指定管理者の指定手続等については、笛吹市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年笛吹市条例第 28 号)によるものとする。

(業務の範囲)

第4条 教育委員会又は指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の維持管理及び運営に関する業務
- (2) 施設の利用許可に関する業務
- (3) 施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持保全に関する業務
- (4) 施設に関する保守業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は指定管理者が必要と認める業務

(利用の範囲)

第5条 俳諧堂句会場(俳諧堂の2階をいう。以下同じ。)を利用しようとする者及び団体は、あらかじめ教育委員会又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更又は利用の中止をしようとするときも、同

様とする。

- 2 教育委員会又は指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。ただし、教育委員会又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 山廬施設の管理上支障があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、山廬施設の設置の目的に反するとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の利用の許可を受けた者及び団体(以下「利用者及び団体」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会又は指定管理者は、利用者及び団体が次の各号のいずれかに該当するとき、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件又は職員の指示に違反したとき。
- (3) 管理上特に必要と認められるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会又は指定管理者規則に違反したとき。
- (5) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 2 前項の措置によって利用者及び団体に損害が生じることがあっても、教育委員会又は指定管理者は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 山廬施設に入館しようとする者及び団体は、その利用区分に応じて別表に定める入館料を納付しなければならない。

- 2 俳諧堂句会場を利用しようとする者及び団体は、第5条第1項による利用の許可を受けたときは、その利用区分に応じて別表に定める俳諧堂句会場使用料を納付しなければならない。

(利用料)

第10条 前条の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合においては、利用者及び団体は、指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料」という。)を納入しなければならない。

- 2 利用料は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市

長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、利用料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(使用料又は利用料の減免)

第 11 条 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、前 2 条の使用料又は利用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料又は利用料の不還付)

第 12 条 既納の使用料又は利用料は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等の管理上特に必要があるため、教育委員会又は指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者及び団体の責めに帰すことができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第 13 条 利用者及び団体は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第 8 条第 1 項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者及び団体が前項の義務を履行しないときは、教育委員会又は指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、利用者及び団体の負担とする。

(遵守事項及び指示)

第 14 条 教育委員会又は指定管理者は、利用者及び団体の遵守事項を定め、かつ、管理上必要があると認めるときは、該当利用者及び団体に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(損害賠償の義務)

第 15 条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第 16 条 指定管理者及び管理業務に従事している者は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び管理業務に従事している者は、山廬施設の管理上知り得た

秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

- 3 指定管理者の指定の期間が満了した後又は管理業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

- 2 第 3 条第 1 項ただし書の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合においては、この条例に定めるもののほか必要な事項は、市と指定管理者が協定で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可その他山廬施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第 9 条、第 10 条関係)

山廬施設使用料

- 1 入館料(山廬及び俳諧堂)

利用区分	入館料	
	個人	団体
大人	300 円	200 円
高校生、大学生	200 円	150 円
小学生、中学生	100 円	80 円

※20 人以上で利用する場合は、団体割引料金を適用する。

- 2 俳諧堂句会場使用料

利用区分	使用料(1 時間当たり)
全日(午前 9 時から午後 4 時まで)	500 円

※山廬を観覧する場合は、別途入館料を納付するものとする。

提案理由

日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と現代俳句の第一人者「飯田龍太」の生家である「山廬」の寄附を受入れ、後世に引き継ぐとともに、地域の重要な資源として文化振興や観光振興を図ることを目的に、市の施設として設置する。これが、本条例案を提出する理由である。

笛吹市山廬施設条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市山廬施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、笛吹市山廬施設条例(令和 8 年笛吹市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 笛吹市山廬施設(以下「山廬施設」という。)の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日

(2) 前号に規定する日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合は、その直後の休日でない日及び休館日でない日

(3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 5 日までの日

2 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館日を定め、又は休館日に山廬施設を利用させることができる。

(利用時間)

第 3 条 山廬施設の利用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

2 教育委員会又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用時間を変更することができる。

(利用の申請)

第 4 条 山廬施設又は附属設備(以下「施設等」という。)の利用の許可を受けようとする者及び団体は、教育委員会又は指定管理者に山廬施設利用許可申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

2 前項の許可の申請は、施設等を利用しようとする日の 6 月前から 3 日前までの期間内に行わなければならない。ただし、教育委員会又は指定管理者が支障がないと認めた場合は、この期間によらないことができる。

3 教育委員会又は指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、山廬施設利用許可書(様式第 2 号)を、当該申請者に交付する。

(利用変更許可の申請等)

第5条 前条の規定による許可を受けた事項を変更し、又は利用を中止しようとする申請者は、山廬施設利用変更・中止許可申請書(様式第3号)により教育委員会又は指定管理者に申請しなければならない。

2 教育委員会又は指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、山廬施設利用変更・中止許可書(様式第4号)を前項の申請をした申請者に交付するものとする。

(使用料又は利用料の納付)

第6条 第4条第3項の規定により利用の許可を受けた者及び団体(以下「利用者及び団体」という。)は、利用許可書の交付の際、使用料又は利用料を納付しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料又は利用料の減免)

第7条 条例第11条の規定により、市長又は指定管理者は、別表に掲げる事由に該当する場合は、使用料又は利用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により、使用料又は利用料の減額又は免除を受けようとする者及び団体は、山廬施設使用料減免申請書(様式第5号)に事業の実施内容が分かる書類を添えて、市長又は指定管理者に申請しなければならない。

3 市長又は指定管理者は、前項の申請を審査し、適当と認めるときは山廬施設使用料減免決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(利用者及び団体の遵守すべき事項)

第8条 利用者及び入場者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 申請目的以外の目的に施設等を利用しないこと。

(2) 設備器具を施設の外に持ち出さないこと。

(3) 承認を得ないで壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、懸垂幕その他これに類するものをはり付け、若しくは揚げ、又は文字等を書き、若しくはくぎ類を打たないこと。

(4) 承認を得ないで危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。

(5) 承認を得ないで火気を使用しないこと。

(6) 所定の場所以外で飲食をし、又は喫煙しないこと。

(7) 承認を得ないで施設等の撮影をしないこと。

(8) 承認を得ないで寄附金の募集を行い、又は販売等を行わないこと。

(9) 関係職員の指示に従うこと。

(使用料又は利用料の還付)

第9条 条例第12条ただし書の規定により使用料又は利用料の還付を受けよ

うとする者及び団体は、山廬施設使用料還付申請書(様式第6号)により市長又は指定管理者に申請しなければならない。

- 2 市長又は指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、山廬施設使用料還付決定通知書(様式第7号)を前項の申請をした者及び団体に交付し、使用料又は利用料を還付するものとする。

(損壊の届出等)

- 第10条 施設等を損壊し、又は滅失したときは、速やかに教育委員会又は指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の指示)

- 第11条 教育委員会又は指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、現に利用している施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(利用終了の届出)

- 第12条 利用者及び団体は、施設等の利用が終了したときは、速やかに職員に報告しなければならない。

(利用後の点検)

- 第13条 利用者及び団体は、施設等の利用を終了したとき又は条例第13条第1項の規定により原状に回復したときは、職員の点検を受けなければならない。

(その他)

- 第14条 この規則に定めるもののほか、施設等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(読替規定)

- 第15条 条例第3条第1項の規定により山廬施設の管理を指定管理者に行わせるときは、様式第1号から様式第7号までの規定中「笛吹市長」又は「笛吹市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の山廬施設の利用に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、この規則の例によりすることができる。

別表(第7条関係)

減免適用表

対象となる事由	減免の割合
市及び教育委員会が主催又は共催する事業を実施するとき	全額免除
市内の小中学校の児童、生徒及びその引率者が学校教育の一環として利用するとき	全額免除
その他市長が特に必要があると認めるとき	市長が必要と認める割合

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

山廬施設利用許可申請書

山廬施設を利用したいので、笛吹市山廬施設条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所
	氏名(団体にあつては団体名及び代表者氏名)
	連絡先
利用目的 及び内容	
利用日時	自 年 月 日 午前・午後 時 分 至 年 月 日 午前・午後 時 分
利用する施設 及び備品	<input type="checkbox"/> 俳諧堂句会場 <input type="checkbox"/> その他( )
利用人数	人
責任者氏名 及び連絡先	電話番号
備 考	

様式第2号(第4条関係)

受 付	年 月 日
番 号	第 号

山廬施設利用許可書

笛吹市山廬施設条例施行規則第4条第3項の規定により、次のとおり山廬施設の利用を許可する。

年 月 日

笛吹市教育委員会



申請者	住所						
	氏名(団体にあつては団体名及び代表者氏名)						
	連絡先						
利用目的 及び内容							
利用日時	自	年	月	日	午前・午後	時	分
	至	年	月	日	午前・午後	時	分
利用する施設 及び備品	<input type="checkbox"/> 俳諧堂句会場 <input type="checkbox"/> その他( )						
利用人数	人						
責任者氏名 及び連絡先	電話番号						
使用料	免除		有料		円		

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

(団体にあつては団体名及び代表者氏名)

住 所

氏 名

電話番号

山廬施設利用変更・中止許可申請書

笛吹市山廬施設条例施行規則第5条第1項の規定により、許可を受けた事項を(変更・中止)したいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
変更内容	変更前	変更後
変更・中止理由		
備考		

様式第 4 号(第 5 条関係)

受 付	年 月 日
番 号	第 号

山廬施設利用変更・中止許可書

笛吹市山廬施設条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり山廬施設の利用の(変更・中止)を許可する。

年 月 日

笛吹市教育委員会



申請者	住所	
	氏名(団体にあつては団体名及び代表者氏名)	
	連絡先	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
変更内容	変更前	変更後
許可理由		
備考		

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

(団体にあつては団体名及び代表者氏名)

住 所

氏 名

電話番号

### 山廬施設使用料減免申請書

山廬施設使用料について、笛吹市山廬施設条例施行規則第7条第2項の規定により減免を申請します。(添付書類：事業の実施内容が分かる書類)

1 利用年月日

2 利用施設(該当事由に✓をつける)

山廬

俳諧堂句会場

山廬及び俳諧堂句会場

3 減免理由(該当事由に✓をつける)

市及び市教育委員会が主催又は共催する事業を実施するとき(全額)

市内の小中学校の児童、生徒及びその引率者が学校教育の一環として利用するとき(全額)

その他市長が特に必要があると認めるとき(必要と認める割合)

( )

---

### 山廬施設使用料減免決定通知書

上記申請について、笛吹市山廬施設条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり減免する。

減免額 全額 ・ \_\_\_\_割免除

年 月 日

笛吹市長



様式第6号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

(団体にあつては団体名及び代表者氏名)

住 所

氏 名

電話番号

山廬施設使用料還付申請書

笛吹市山廬施設条例施行規則第9条第1項の規定により、使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日				
許可番号	第 号				
利用(予定)日時	年 月 日 時 分から		年 月 日 時 分まで		
還付申請理由					
還付申請額	円				
振込先口座					
金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店	
フリガナ					
口座名義					
預金種類	普通・当座	口座番号			
備考					

様式第7号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

笛吹市長



山廬施設使用料還付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山廬施設使用料の還付については、笛吹市山廬施設条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
利用(予定)日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
還付理由	
還付決定額	円
備考	

## 議案第28号（2月）

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正  
する条例について

生涯学習課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会生涯学習課

<p>題名</p>	<p>(平成 16 年笛吹市条例第 191 号)                  笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>笛吹市社会体育施設の名称を見直すことに伴い、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>次のとおり改正する。                  名称の表記から夜間照明施設、グラウンド、体育館、柔道場・剣道場、トレーニングルーム等の附属施設名を削る(合計 12 施設)。</p>
<p>経過</p>	<p>令和 8 年度に向けた社会体育施設の指定管理者制度導入に伴い、協定書等に記載する施設名称の表記について、附属施設名等を除き、分かりやすい名称に見直しを行った。                  このため、条例における名称も合わせて改正することとなった。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市社会体育施設条例施行規則(平成 16 年教育委員会規則第 30 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>なし</p>
<p>その 他</p>	

## 議案第 号

笛吹市社会体育施設条例の一部改正について

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

## 笛吹市条例第 号

笛吹市社会体育施設条例の一部を改正する条例

笛吹市社会体育施設条例(令和4年笛吹市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設」を「笛吹市石和中央テニスコート」に、「笛吹市石和農村スポーツ広場及び夜間照明施設」を「笛吹市石和農村スポーツ広場」に、「笛吹市石和清流館(柔道場・剣道場・弓道近的場)弓道遠的場、相撲場」を「笛吹市石和清流館」に、「笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場及び夜間照明施設」を「笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場」に、「笛吹市御坂テニスコート及び夜間照明施設」を「笛吹市御坂テニスコート」に、「笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園及び夜間照明施設(グラウンド、体育館、柔道場・剣道場、トレーニングルーム)」を「笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園」に、「笛吹市一宮スポーツ広場(テニスコート、弓道場)及び夜間照明施設」を「笛吹市一宮スポーツ広場」に、「笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館(体育館、柔・剣道場、弓道場、トレーニングルーム)」を「笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館」に、「笛吹市八代中央スポーツ広場及び夜間照明施設」を「笛吹市八代中央スポーツ広場」に、「笛吹市八代南部スポーツ広場及び夜間照明施設(グラウンド)」を「笛吹市八代南部スポーツ広場」に、「笛吹市境川スポーツセンター及び夜間照明施設(グラウンド、体育館、テニスコート)」を「笛吹市境川スポーツセンター」に、「笛吹市春日居スポーツ広場及び夜間照明施設(グラウンド、テニスコート)」を「笛吹市春日居スポーツ広場」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

笛吹市社会体育施設の名称を見直すことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市社会体育施設条例(平成16年笛吹市条例第191号)新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
笛吹市石和中央テニスコート_____	笛吹市石和町広瀬588番地	笛吹市石和中央テニスコート <b>及び夜間照明施設</b>	笛吹市石和町広瀬588番地
笛吹市石和農村スポーツ広場_____	笛吹市石和町広瀬666番地の1	笛吹市石和農村スポーツ広場 <b>及び夜間照明施設</b>	笛吹市石和町広瀬666番地の1
笛吹市石和清流館_____	笛吹市石和町小石和700番地	笛吹市石和清流館 <b>(柔道場・剣道場・弓道近的場)弓道遠的場、相撲場</b>	笛吹市石和町小石和700番地
笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場_____	笛吹市御坂町大野寺250番地	笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場 <b>及び夜間照明施設</b>	笛吹市御坂町大野寺250番地
笛吹市御坂体育館	笛吹市御坂町尾山5番地	笛吹市御坂体育館	笛吹市御坂町尾山5番地
笛吹市御坂テニスコート_____	笛吹市御坂町尾山5番地	笛吹市御坂テニスコート <b>及び夜間照明施設</b>	笛吹市御坂町尾山5番地
笛吹市御坂テニス&キッズ広場	笛吹市御坂町尾山32番地の1	笛吹市御坂テニス&キッズ広場	笛吹市御坂町尾山32番地の1
笛吹市御坂成田弓道場	笛吹市御坂町成田397番地	笛吹市御坂成田弓道場	笛吹市御坂町成田397番地
笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園_____	笛吹市一宮町末木1001番地	笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園 <b>及び夜間照明施設(グラウンド、体育館、柔道場・剣道場、トレーニング)</b>	笛吹市一宮町末木1001番地

		<u>グループ)</u>	
笛吹市一宮スポーツ広場	笛吹市一宮町東原335番地の2	笛吹市一宮スポーツ広場(テニスコ ート、弓道場)及び夜間照明施設	笛吹市一宮町東原335番地の2
笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館	笛吹市八代町南457番地	笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館 (体育館、柔・剣道場、弓道場、トレ ーニングルーム)	笛吹市八代町南457番地
笛吹市八代中央スポーツ広場	笛吹市八代町南527番地	笛吹市八代中央スポーツ広場及び夜 間照明施設	笛吹市八代町南527番地
笛吹市八代南部スポーツ広場	笛吹市八代町米倉36番地	笛吹市八代南部スポーツ広場及び夜 間照明施設(グラウンド)	笛吹市八代町米倉36番地
笛吹市八代中央水泳プール	笛吹市八代町南497番地	笛吹市八代中央水泳プール	笛吹市八代町南497番地
笛吹市境川スポーツセンター	笛吹市境川町三柵7番地	笛吹市境川スポーツセンター及び夜 間照明施設(グラウンド、体育館、テ ニスコート)	笛吹市境川町三柵7番地
笛吹市境川弓道場	笛吹市境川町石橋2445番地	笛吹市境川弓道場	笛吹市境川町石橋2445番地
笛吹市春日居スポーツ広場	笛吹市春日居町鎮目1323番地	笛吹市春日居スポーツ広場及び夜間 照明施設(グラウンド、テニスコ ート)	笛吹市春日居町鎮目1323番地
笛吹市春日居弓道場～笛吹市多目的 広場 (略)	(略)	笛吹市春日居弓道場～笛吹市多目的 広場 (略)	(略)

## 議案第29号（2月）

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会  
生徒出場費補助金交付要綱の一部を改  
正する要綱について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会学校教育課

題名	(令和 3 年笛吹市告示第 157 号) 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
趣旨目的	補助金の交付対象となる大会範囲を見直すため、所要の改正を行う。
概要	<p>学校教育の一環として、笛吹市立中学校の生徒が部活動の関東大会及び全国大会の出場に要する費用について、宿泊費等を補助している。</p> <p>運動部に係る現行の規定では、関東中学校体育連盟又は日本中学校体育連盟(以下「関東・日本連盟」という。)への加入の有無によって競技ごとに交付対象となる大会が異なっているところ、競技間の公平性を鑑みて次のとおり改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現行 関東・日本連盟の加入有無によって、次のいずれかの大会 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関東・日本連盟の加入競技 関東・日本連盟主催の大会</li> <li>(2) 関東・日本連盟の非加入競技 山梨県小中学校体育連盟(以下「県連盟」という。)主催の大会で県代表として選抜されて出場する上位大会</li> </ol> </li> <li>2 改正後 関東・日本連盟の加入有無にかかわらず、次のいずれかに該当する大会 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関東・日本連盟主催の大会</li> <li>(2) 県連盟主催の大会で県代表として選抜されて出場する関東大会規模以上の大会であって、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等が主催・主管するもの</li> </ol> </li> </ol>
経過	<p>今般、石和中学校野球部は、県連盟が主催する山梨県中学校新人軟式野球大会で優勝し、令和 8 年 3 月に全日本軟式野球連盟が主催する文部科学大臣杯全日本少年春季軟式野球大会への出場を決めた。</p> <p>しかし、現行の規定では、関東・日本連盟以外が主催する大会に出場する際に補助金の交付対象となるのは、関東・日本連盟に所属していない競技のみであり、関東・日本連盟に所属している野球競技については、公的な競技統括団体主催の大会であっても交付対象外となってしまう。</p> <p>については、補助金の趣旨に合致しているにもかかわらず交付対象外となる事例の発生を防ぐため、交付対象となる大会を見直すこととした。</p>
関係法令	笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)
予算措置	令和 7 年度当初予算 4,805 千円(改正による増額後も足りる見込み) 令和 8 年度当初予算計上 4,701 千円(改正による増額分込みで積算)
その他	公布日施行とし、上記の石和中学校野球部にも交付する予定

笛吹市告示第 号

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱  
の一部を改正する要綱

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱(令和 3 年  
笛吹市告示第 157 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「又はその連盟に加盟していない競技については、」を「又は」に、「上位大会」を「関東大会規模以上の大会であって、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等が主催・主管するもの」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日からから施行する。

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱(令和3年笛吹市告示第157号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(補助対象大会)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる大会は、次に掲げる大会で教職員が引率する大会とする。</p> <p>(1) 運動部は、関東中学校体育連盟若しくは日本中学校体育連盟が主催する大会又は_____山梨県小中学校体育連盟が主催する大会を経て県代表として選抜されて出場する<b>関東大会規模以上の大会であって、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等が主催・主管するもの</b></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(補助対象大会)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる大会は、次に掲げる大会で教職員が引率する大会とする。</p> <p>(1) 運動部は、関東中学校体育連盟若しくは日本中学校体育連盟が主催する大会又は<b>その連盟に加盟していない競技については、</b>山梨県小中学校体育連盟が主催する大会を経て県代表として選抜されて出場する<b>上位大会</b>_____</p> <p>(2) (略)</p>